企業年金基金合併公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第53条の２の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．合併認可年月日　令和７年10月１日

２．合併により消滅した企業年金基金の名称及び所在地　四国自動車企業年金基金　愛媛県松山市水泥町455番地１

令和７年10月17日

岡山県岡山市北区厚生町３丁目１番15号

全国ビジネス企業年金基金

理事長　宮原　一也

企業年金基金変更公告

非破壊検査業企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋富沢町７－７タイヨービル３階

２．旧事務所の所在地　東京都千代田区神田須田町１―18―６第１谷ビル

３．変更年月日　令和７年９月27日

令和７年10月17日

非破壊検査業企業年金基金

理事長　小林　　誠

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第19号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年10月17日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　縄田　　正

東名集中工事（首都圏）に伴う料金調整の実施について

１．東名集中工事に伴う料金調整①

⑴　料金調整を行う自動車

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまで各インターチェンジ（以下､｢高井戸インターチェンジ等」という。)を流出又は流入する全自動車。

ただし、中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの各インターチェンジ、中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから小牧東インターチェンジまでの各インターチェンジ、中央自動車道長野線の各インターチェンジ、第一東海自動車道の東京インターチェンジから綾瀬スマートインターチェンジまでの各インターチェンジ、東海北陸自動車道の南砺スマートインターチェンジから関インターチェンジまでの各インターチェンジ、中部横断自動車道の六郷インターチェンジから白根インターチェンジまでの各インターチェンジ､北陸自動車道の朝日インターチェンジから小松インターチェンジまでの各インターチェンジ、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道)の相模原愛川インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの各インターチェンジ、一般国道475号（東海環状自動車道）の土岐南多治見インターチェンジから本巣インターチェンジまでの各インターチェンジ並びに東日本高速道路株式会社が管理する高速道路の各インターチェンジを流出又は流入する自動車を除く。

⑵　料金調整額等

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジ等と各インターチェンジ相互間の料金の額は、ＥＴＣ車における中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジ等と各インターチェンジ相互間の料金の額のうち、ＥＴＣ車における第一東海自動車道の東京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を超える額を減じた額とする。

⑶　実施期間

令和７年10月20日から令和７年11月８日まで

⑷　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録)、深夜割引（コーポレート契約)、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下､｢新深夜割引」という。)との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．東名集中工事に伴う料金調整②

⑴　料金調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、小田原厚木道路又は一般道への迂回を目的として、⑷に定めるＡインターチェンジから流出し、Ｂインターチェンジから再流入して､順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が小田原厚木道路又は一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年10月20日から令和７年11月８日まで

⑷　対象インターチェンジ

上り線

Ａインターチェンジ	Ｂインターチェンジ
第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジから御殿場インターチェンジまでの各インターチェンジ、ただし足柄スマートインターチェンジを除く 第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジ及び長泉沼津インターチェンジ	第一東海自動車道の厚木インターチェンジ及び秦野中井インターチェンジ 第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジから新秦野インターチェンジまでの各インターチェンジ 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジと海老名インターチェンジ

下り線

Ａインターチェンジ	Ｂインターチェンジ
第一東海自動車道の厚木インターチェンジから大井松田インターチェンジまでの各インターチェンジ 第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジから新秦野インターチェンジまでの各インターチェンジ 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジと海老名インターチェンジ	第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジから御殿場インターチェンジまでの各インターチェンジ、ただし足柄スマートインターチェンジを除く 第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジ及び長泉沼津インターチェンジ